

芳賀町公共建築物等における木材利用促進方針

第1 目的

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に基づく、国並びに県の基本方針に則し、芳賀町公共建築物等における木材利用促進方針（以下「方針」という。）を定め、公共建築物等への木材の利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資することを目的とする。

第2 公共建築物等における芳賀町産材及び県産出材の利用の促進のための施策に関する基本事項

1 芳賀町産材等の利用を促進する公共建築物等

公共建築物等を整備する者は、芳賀町産材及び県産出材の積極的な利用に努めるものとする。

本方針における公共建築物等とは、広く町民の利用に供される公共性の高い建築物（地方公共団体以外の者が整備する公共の用又は公用に供する建築物を含む。）をいう。また、芳賀町産材とは芳賀町内の森林から産出した木材をいい、県産出材とは県内の森林から産出し、かつ、産地証明された木材をいう。

2 積極的に木造化を促進する公共建築物等の範囲

低層の公共建築物等を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準による耐火建築物とし、主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性及び強度に優れ、間取り等建築設計上有効な場合には、その採用について検討するものとする。

なお、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的から木造以外とすべき施設については対象外とする。

3 施策の具体的方向

公共建築物等を整備する者は、建築材料及び建築材料以外の各種製品の原材料について、芳賀町産材及び県産出材の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物等

2階建て以下、かつ、延べ面積3,000㎡以下の公共建築物等は、木造化に努めるものとする。なお、木造化が困難と判断される場合でも内装等の木質化に努めるものとする。

(2) 公共工事

公共工事においては、芳賀町産材及び県産出材を利用し、環

境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物等において使用される机、椅子、書棚等の備品についても、芳賀町産材及び県産出材製品導入に努めるものとする。

第3 町が整備する公共建築物等における芳賀町産材及び県産出材の利用の基本方針

1 町有施設の木造化、木質化

(1) 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、2階建て以下、かつ、延べ面積3,000㎡以下の施設は木造化に努める。

ア 建築基準法等の法令や施設の設置基準等により、木造化をすることが困難な場合

イ 著しく費用を要する等、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合

ウ 施設の内容や構造に要求される性能、耐久性等により、木材の利用が困難な場合

エ 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な場合

オ その他、木造化することが困難な場合

(2) 木造以外の施設にあっても、木質化が可能な床、壁等の内装材については、法令の規定により制限等がある場合を除き木質化を図る。

(3) 町民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、また多くの町民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー、応接用テーブル、椅子等の備品及び消耗品に芳賀町産材、県産出材を用いた製品を積極的に使用する。

2 公共工事等における木材等の利用

町が実施する公共工事においては、工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設としての必要な性能等を勘案しつつ、芳賀町産材、県産出材や県産出木製品等の利用に努めるものとする。

第4 その他公共建築物における芳賀町産材及び県産出材の利用の促進に必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検、補修、交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るもの

とする。

この場合、その計画、設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意するものとする。

2 体制の整備に関する事項

町は、芳賀町産材、県産材の円滑な利用を推進するため、関係機関との円滑な連絡調整等を行う。

3 普及啓発に関する事項

公共建築物の管理者は、町民及び施設の来訪者に木のぬくもり等木の良さの普及啓発に努める。

また、地方公共団体以外の者が整備する公共の用又は公用に供する建築物においても、積極的に県産出材等が利用されるように、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。